

東北大学金属材料研究所スーパーコンピューティングシステム 民間機関等利用に関する
申合せ

制定 平成28年9月12日

(趣旨)

第1条 東北大学金属材料研究所が、材料科学の学理探求と社会貢献のため、民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）に提供するスーパーコンピューティングシステムの利用については、東北大学金属材料研究所スーパーコンピューティングシステム利用内規その他別に定める場合を除き、この申合せの定めるところによる。

(利用者の資格)

第2条 スーパーコンピューティングシステムを利用できる者（以下「利用者」という。）は、計算材料学センター長（以下「センター長」という。）が受け入れを認めた民間機関等研究課題の申請者もしくは分担者で、スーパーコンピューティングシステムの利用の許可を受けた者とする。

(受入の原則)

第3条 本学の教育研究に支障を生じるおそれがないとセンター長が認めた場合に限り受け入れるものとする。

(経費の負担)

第4条 利用者は、スーパーコンピューティングシステムの利用に係る経費を、東北大学金属材料研究所スーパーコンピューティングシステム利用負担金に関する申合せのとおり負担しなければならない。

(雑則)

第5条 この申合せに定めるもののほか、民間機関等のスーパーコンピューティングシステムの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この申合せは、平成28年9月12日から施行する。